

■第6回審議会（11/5開催）における第2次総合計画後期基本計画（素案）に関する委員からの意見・質問集約シート

資料3

番号	回数	政策番号			ページ	施策項目等	意見等の内容	対応		施策統括課
		政策	施策	方向性				方針	回答内容	
1	6	I	1	②	4	生涯を通じた健康づくりの推進と医療体制の充実	【事前質問分】 ＜施策の方向性＞「～検診など、各種検診を充実し、～」を、厚生労働省が2020年度から導入する「フレイル検診」を取り入れ、「～フレイル検診の有効活動など、各種検診を充実し、～」に修正してはどうか。	本文修正	＜施策の方向性＞①を、次のとおり修正する。 ◇自分の健康づくりに関心を持ってもらうため、全ての世代に対し、フレイル予防等を含めたポピュレーションアプローチを充実します。	市民健康課
2	6	I	1	—	3 4 5	生涯を通じた健康づくりの推進と医療体制の充実	新聞報道等によると、フレイル検診は、75歳以上の後期高齢者の中から要介護状態に陥りやすい人を見つけ、予防や改善に繋げるためのものと言われていた。新たに作成される検診項目が記載された調査票についても難しい設問はなく、簡単な内容になっていることから、良い取組だと考えている。	—	当該質問票を検診の場や集いの場、医療機関等で活用し、その結果を必要な施策に繋げていくということで理解しており、施策は進めていきたいと考えている。	市民健康課
3	6	I	1	—	3 4 5	生涯を通じた健康づくりの推進と医療体制の充実	健康づくりに関する施策は、どうしても高齢者に焦点がいきがちだが、働く世代にも意識してほしい施策だと考えており、計画本文において、働く世代に関することも記載できないか。	原案のとおり	現役世代の健康に関する普及啓発については、定期の検診を事業所で実施いただくほか、直接的にアプローチできているものが少ない。5頁＜市民と行政の役割分担＞欄に記載しているが、「自分の健康や生活習慣に関心を持ち、健康づくりに努めましょう」ということで、市民の健康意識を高めていくことが必要だと考えている。具体的な施策については個別計画で対応することとし、全体的には市民の健康づくりに対する意識が高まるような普及啓発に努めていくことで考えている。	市民健康課
4	6	I	1	—	3 4 5	生涯を通じた健康づくりの推進と医療体制の充実	医療・福祉分野においては、毎年制度改正が行われるにも関わらず、身近な問題となる市民への周知等がうまく図れていない状況だと感じている。	—	計画本文上は、市民の健康を守るということで記載しているが、医療や福祉の施策の方向性については、国や県から大まかな概要は周知されているが、具体的にどんな方向性で今後改革が進んでいくのか、市民に対しては上手く情報提供できていないと思うので、今後、広報紙等を活用して周知等を図ってきたい。	市民健康課
5	6	I	1	—	3 4 5	生涯を通じた健康づくりの推進と医療体制の充実	甌島医療について、物理的な距離感を感じるし、安心して住み続けられるようにという視点では、島内で完結できることが理想だと考えている。甌島に赴任くださる医師やスタッフの確保など、課題はあると思うが、広域合併をした本市の宿命だと思うので、今後も必要な施策に取り組んでいっていただきたい。	—	現状として、入院病床を抱えている診療所が、上甌島・下甌島に各1ヶ所ある。まずは、医師の確保を図ることが最優先で取り組むべき重要なことだと考えているが、難しい課題でもある。看護師等の医療スタッフの確保についても、大変厳しい状況である。募集をしても定数に達せず、看護師等のスタッフも少ない中で、日々の診療等に対応いただいているところである。救急時には消防が連絡を取り、入院病床のある診療所に搬送するなど行っているが、骨折や重症化しやすい病状の場合には、救急ヘリなどを活用して島外の大きな病院に搬送している状況である。甌島において目先の手術を行うことは減多にない。一次医療に繋ぐ、二次医療に繋ぐというのが大切であり、究極の部分である。子育て分野でいくと、妊娠された女性の方は島外の病院において必要な健診を受けながら、出産に備えている。また、出産後においても島内には小児科がないため、島外の病院に罹患するしかないところである。現在、甌島に複数の診療所を抱えているが、上甌島に1つ、下甌島に1つ、拠点化をし、その拠点施設から出張診療という形で従来の診療所で患者が来るのを待つ形と在宅に向いて医療を行う形がある。これについては、在宅で医療を行うとなると介護という形で出てくるので、第二のセーフティではないが、介護のないところで医療だけ進めることはできないため、これらの点も含めて総合的に進めていくという状況である。	市民健康課
6	6	I	1	—	5	生涯を通じた健康づくりの推進と医療体制の充実	＜市民と行政の役割分担＞における「事業者」、「地域・団体」の箇所、健康に対する意識を高め、各種検診を受診するということが、ここまでは良いと思うが、再検査受診率の向上に繋がらなければ、健康増進には繋がらないと考えるので、計画本文において、再検査受診率向上に関する記載をしてはどうか。	原案のとおり	現在、フォローが必要な方に絞って取り組むこととし、再度保健センターで相談を受けるよう案内をしており、原案のとおりとさせていただきます。	市民健康課
7	6	I	1	—	3 4 5	生涯を通じた健康づくりの推進と医療体制の充実	特定健診や長寿健診を受診した後、市からその結果が郵送で届くが、以前は看護師から直接、結果に関する説明があり、今後の生活習慣等について指導等を受けたが現在はないところである。また、特定健診や長寿健診を受けていない方に対する取組も大事だと思うので、計画本文にもその旨記載してはどうか。	原案のとおり	健診後の結果報告会を、以前は皆さんを呼んで実施していた。現在はフォローが必要な方に絞って取り組んでいるため、自分で何か心配なことがあるようであれば保健センターにお越しくださいということで案内をさせていただいている。御意見を踏まえて、できる範囲で対応させていただきたい。また、未受診者に対する対応として、平成30年度から健康チェック事業を開始しており、これまでの検診結果等も踏まえ、ピンポイントでの対応ができるよう努めている。	市民健康課

■第6回審議会（11/5開催）における第2次総合計画後期基本計画（素案）に関する委員からの意見・質問集約シート

資料3

番号	回数	政策番号			ページ	施策項目等	意見等の内容	対応		施策統括課
		政策	施策	方向性				方針	回答内容	
8	6	I	2	—	678	安心して子どもを産み育てられる支援の強化	<p>【事前質問分】</p> <p>7月18日開催の第2回自治総合審議会に提案のあった施策名及び施策の方向性の方が、市民にも分かりやすい表現だったと考えているが、変更に至った経緯等、教えていただきたい。</p> <p>（関連）</p> <p>7月時点における施策名及び施策の方向性について、市民にとって分かりやすい表現であった。その後、庁内等で様々な検討・調整がなされ、現在の内容になったと理解した。今後も、市民に分かりやすい表現についてはご留意いただきたい。</p>	原案のとおり	<p>【企画政策課】</p> <p>7月時点の施策名及び施策の方向性については、事務局である企画政策課からの提案色が強い内容であった。時点としては、庁内における検討が始まる前の時点であった。その後、施策統括課であるひとみらい政策課や関係課と協議を行い、また、庁内における策定部会（部長級）、作業部会（課長級）における検討も重ねた結果、今回の提案内容となったところである。</p> <p>【ひとみらい政策課】</p> <p>現行の前期基本計画における施策名は「安心して子どもを産み育てられる支援の強化」で、また、現行の総合戦略では「子育てするなら薩摩川内～薩摩川内で育てる～」となっている。後期基本計画においては、総合計画と総合戦略を統合することから、①両計画を反映した施策名としたいこと、②結婚・妊娠・出産・子育て期の中で、市の取組としては子育て期が大きなウエイトを占めていること等から、施策名には「子育て」が前面に出たものとした方が良いと考え、また、現行計画からの継続性も考慮し、今回の提案内容としたところである。また、施策の方向性についても、①分かりやすい表現であること、②具体的な取組との関連も考え、現行計画の内容を継続した。ただし、現行計画に無く、総合戦略のみに記載のある「出会い・結婚支援」については、今回新たに設けることとした。</p>	ひとみらい政策課
9	6	I	2	—	678	安心して子どもを産み育てられる支援の強化	<p>【事前質問分】</p> <p>「出会いの場の提供」ということで、市主催の縁活イベントを開催している中で、男女ともに6～7名/回の参加、マッチングした組が1～2組/回のようなのだが、イベント参加への声かけに苦慮していることやスタッフとしてボランティア参加している方々が疲弊しているとの声を聞く。マッチングした後、結婚に至った組がどれくらいあるか分からないが、市が主体とならなくても出会いの場としては、SNSや市民活動などあるように思う。他の方策を考えてみて良いのではないかと。</p>	—	<p>「出会いの場の提供」として、市主催の縁活イベントのほかに民間団体が行う婚活イベントに対して市が助成するところがある。当該助成制度は、平成28年度に「婚活支援事業補助金」として新設し、婚活を支援するイベントに係る経費に対し助成しているものである。民間主体で実施している婚活イベントの実績としては、平成28年度から現在までの間に10回開催され、男女合わせて352名の参加があり、45組のカップルが成立している。その後、結婚に至ったかについては、市としては把握していない。また、提案のあった他の方策については、他自治体の事例も参考にしながら、今後研究していきたい。また、ボランティア参加の方々が疲弊している点については、改めて確認をさせていただいたが、民間主催のイベントにおけるものであったとのことであった。市の方までその声が届いていないものであったが、今後当該民間団体から申請があった場合、お話をさせていただき、内容を確認しながら、対応していきたいと考えている。</p>	ひとみらい政策課
10	6	I	2	—	678	安心して子どもを産み育てられる支援の強化	<p>本市ではイクボス宣言を実施しているが、企業主が育休や産休などを取りやすい体制づくりを行うことが必要だと考えている。後期基本計画においても、「イクボス宣言を実施する企業数の拡大」や「こうした意識の醸成」などに関して記載してはどうか。</p>	原案のとおり	<p>御指摘のイクボス宣言については、育休や産休などを取りやすい体制づくりにも寄与するものであるが、広い意味では、ワーク・ライフ・バランスの推進であり、この点については、「6-2お互いを認め合う人権の尊重と男女共同参画の推進」の魅力・現状・課題で「ワーク・ライフ・バランスの推進が重要」とし、施策の方向性で「企業の経営者や管理職等の意識改革や職場の風土改革等を促進する」と記載している。このため、原案のとおりとし、具体的な文言については、個別の計画などに記載させていただきたい。</p>	ひとみらい政策課
11	6	I	2	—	678	安心して子どもを産み育てられる支援の強化	<p>本市の合計特殊出生率は、国や県と比較して高い水準を維持しており、これまで取り組んできた各種施策の効果ではないかと考えている。具体的にどの施策による効果なのかなど、今後も分析を行った上で、施策に取り組んでいただきたい。</p>	—	<p>今後の取組の参考とさせていただきたい。</p>	ひとみらい政策課
12	6	I	3	①	9	地域が支える高齢者福祉の充実	<p><魅力・現状・課題>について、「平均寿命」を魅力として上げているが、政策I-施策1の魅力と重複している。特段問題はないか。</p>	原案のとおり	<p>【企画政策課】</p> <p>各施策における魅力であり、問題ない。</p>	高齢・介護福祉課

■第6回審議会（11/5開催）における第2次総合計画後期基本計画（素案）に関する委員からの意見・質問集約シート

資料3

番号	回数	政策番号			ページ	施策項目等	意見等の内容	対応		施策統括課
		政策	施策	方向性				方針	回答内容	
13	6	I	3	—	9 10 11	地域が支える高齢者福祉の充実	在宅医療、歯科医療などを推進していると思うが、この点に関する記載が見受けられない。地域包括支援センターや在宅介護支援センターなど記載いただくと、市民にとっては相談窓口がどこなのか分かりやすくなって良いのではないか。	本文修正	御指摘を踏まえ、11頁<市民と行政の役割分担>のうち、「行政」欄の2つ目の◇の文章を、次のとおり修文する。 ◇地域包括支援センター、在宅介護支援センター及び在宅医療支援センターなど相談体制を充実し、（以下同じ。）。	高齢・介護福祉課
14	6	I	3	—	9 10 11	地域が支える高齢者福祉の充実	認知症に罹患する人の多くは単身世帯ではないかと考えている。子どもも県外等に出ていることが多く、認知症に至るまでの経緯も分からぬまま、ホームに入所するケースが多い。現実問題として、家族の支援も難しく、また、周りのフォローも限界を迎えていると考えている。こうした現状認識の下、今後も必要な施策に取り組んでいただきたい。	—	本市における認知症対策は、他自治体と比べると進んでいるものと考えている。一定の年齢に達した方を対象に、ローラーで認知症に罹患する可能性があるか調査をさせていただいている。その調査において、可能性がある方には必要な支援を行っている。また、75歳を超えた方には認知症テストをさせていただいている。また、民生委員や健やか支援アドバイザーの方が地域に入っていったときに、認知の傾向があると判断すれば、地域包括支援センターや最寄りの在宅介護支援センターに情報提供していただき、その方に合った形で、例えば、予防教室に出て来ていただくなど、必要なフォローをさせていただいている。計画本文にも、御説明させていただいたような、各種団体等と連携を図りながら必要な各種支援に取り組んでいる旨追記させていただきたい。市がどんな施策に取り組んでいるか、また、困ったときにどこに相談すれば良いか、市民の方にも分かりやすい形で情報提供を行い、普及啓発に取り組んでいきたい。	高齢・介護福祉課
15	6	I	3	—	9 10 11	地域が支える高齢者福祉の充実	要支援1・2が介護事業の対象外となり、地域事業という形で市町村事業になっている。これは手上げ方式により実施されており、地区コミ単位で提案を上げる形になっている。市内全域で取り組んでいくということで聞いているが、実際には数地区でしか実施されておらず、どのように事業展開を考えているか、教えていただきたい。	—	平成29年度以前にコーディネート事業がスタートした。これは、10頁の施策の方向性①介護予防と生きがいがづくりの推進に当たるものであり、19地区で実施された。次の展開を考えたとき、居宅事業者数には限界があることを踏まえ、地区コミなど身近な組織が主体となり、身近で安価なサービスを提供していく、施策の方向性②地域におけるケアや支え合いの推進にシフトしてきたところである。居宅事業者が事業として提供するようなレベルには至らないものの、本当に必要なサービスを身近にいる地区コミが提供するという考えの下、進めさせていただいている。	高齢・介護福祉課
16	6	I	4	—	12 13 14	地域で安心して暮らせる障害・社会福祉の充実	【事前質問分】 公助から自助、共助へ時代が変わる中で、ボランティア活動、支え合い活動の必要性を示すべきではないか。	—	14頁<施策の方向性④>において、「ボランティア意識の高揚に努めるとともに、その活動の支援や人材の育成に努める」旨記載するとともに、その成果指標として「地域の支え合い活動を行っているボランティア団体数」を設定させていただいた。これにより、更に地域におけるボランティア活動、支え合い活動を支援し、推進していきたいとの考えから、このような整理とさせていただいた。	障害・社会福祉課
17	6	I	4	④	14	地域で安心して暮らせる障害・社会福祉の充実	<施策の方向性>において、「民生委員や自治会長を中心とした地域の見守り体制の充実を図ります」と記載があるが、自治会未加入者が各自治会2～3割程度いるものと思料している。当該未加入者対策を行っていただきたい。	—	【市民福祉部】 自治会未加入者対策については、毎年8月を自治会加入促進強化月間として、取組を強化している。合併当初は8割以上の自治会加入率であったが、現状は7割程度になっている。強制加入ができないこともあり、苦慮しているところである。地域の支え合いの観点では、民生委員や自治会長を中心とした取組が必要であり、計画本文にもその旨記載させていただいた。 【企画政策課】 10月8日に協議済であるが、政策VI-施策1において、75頁<魅力・現状・課題②>に、「自治会においては、核家族化やライフスタイルの変化により、～自治会未加入世帯の増加や若年層など地域活動への参加者が減少傾向にあることから、～自治会加入を促進する必要があります」ということで、こうした考えに基づき、市としても未加入者対策に努めている。	障害・社会福祉課
18	6	I	4	—	12 13 14	地域で安心して暮らせる障害・社会福祉の充実	自治会未加入に関連して、自治会費と各種ボランティア活動欠席に伴う罰金制度が、一つの原因になっていると考えている。このあたりも考慮し、未加入者対策を検討いただきたい。	—	【企画政策課】 いただいた御意見等については、企画政策部内でも改めて共有させていただき、課題として再認識した上で、今後取り組んでいきたい。	障害・社会福祉課

■第6回審議会（11/5開催）における第2次総合計画後期基本計画（素案）に関する委員からの意見・質問集約シート

資料3

番号	回数	政策番号			ページ	施策項目等	意見等の内容	対応		施策統括課
		政策	施策	方向性				方針	回答内容	
19	6	I	4	—	12 13 14	地域で安心して暮らせる障害・社会福祉の充実	自治会未加入に関連して、地区コミについては、自治会加入／未加入問わず、地区全体を包括的に支援する組織だと理解している。自治会未加入者への対策については、地域の中でも考えていかなければならない課題だと改めて認識させていただいた。	—	【企画政策課】 いただいた御意見等については、企画政策部内でも改めて共有させていただき、課題として再認識した上で、今後取り組んでいきたい。	障害・社会福祉課
20	6	I	4	—	13	地域で安心して暮らせる障害・社会福祉の充実	<めざす姿>について、市民後見人養成講座で勉強させていただいたが、「自己決定」という考え方がある。当該文言を分かりやすく記載できないか。	本文修正	委員御指摘を踏まえ、〈めざす姿〉について、自己決定の尊重という権利擁護の考え方を含めた次の表現に修正する。 「◇主体的・積極的に社会活動に参画し、住み慣れた地域で、個人として尊重され、自己決定尊重の理念のもと、生きがいを持って自分らしく生活をしている。」	障害・社会福祉課
21	6	I	4	④	12	地域で安心して暮らせる障害・社会福祉の充実	<魅力・現状・課題>において、「ひきこもり、虐待、生活困窮などが社会問題化していますが、これらの相談業務を一元化することで情報共有や取組の強化を図っています」と記載があるが、市民にとっては、どこが一括して相談業務を行っているのか、記載いただけないと分かりづらいと思う。	原案のとおり	平成30年4月から、障害・社会福祉課相談支援グループに、児童、女性、高齢者、虐待等に関する窓口を一元化している。当該部署には、有資格者や警察などを配置し、実際の事案に対応できるようにしている。児童のことであれば児童相談所に、虐待であれば市の方で、しっかり対応できるようにしている。この点について、市民への周知が不足しているものと思うので、しっかりと周知を図っていきたい。	障害・社会福祉課
22	6	I	4	—	12 13 14	地域で安心して暮らせる障害・社会福祉の充実	障害の「害」の字に関して、快く思わない方もいると思う。やさしいまちづくりを目指す上では、例えば、ひらがな表記にするなど、検討できないか。	原案のとおり	委員御指摘のとおり、障害の「害」の字をひらがな表記にする、あるいは別の漢字を使用するなど、そうした動きがあることは事実である。ただ、根拠とする国の文書、計画等が当該字を使用しており、市としても使用しているところである。しかし、市として市民の方に接する際には、「害」という気持ちを持って接することがないよう、肝に銘じて取り組んでいきたい。	障害・社会福祉課
23	6	II	1	—	15 16 17	市民の安全確保と防災対応の推進	【事前質問分】 自主防災組織の訓練実施率は低いまま推移している。防災についての関心の薄さがあると思われる。災害が事前に想定される台風・雨等の事案には特に訓練による意識統一が必要だと考える。現在の災害の状況を考えると、形に捉われず、自治会総会の中で避難場所、避難経路、避難時の持出し品、2点目として警戒1から警戒5までの行動確認等、必要事項を絞り毎年、周知・訓練実施が必要ではないか。今回の台風19号の被災状況を見ると、自治会総会での取組が必要だと実感し、身近にある危険箇所、避難の手順を語り合うことが本当に大切だと思った。このことから、自治会総会等において、災害の際の行動確認等の説明を義務付けることを考えても良いのではないか。	—	これまで防災安全課と消防局においては、自治会運営説明会など機会があるごとに訓練の実施や自主防災組織の結成の促進、出前講座の開催などに関して、説明を行っているところである。また、出水期には地域防災連絡調整会議を開催し、自治会長等にも出席いただいた中で、地域内の危険箇所等に関して確認を行っているところであり、今後も災害時の避難行動等について、自主防災組織結成の推進に関して取り組んでいきたいと考えている。	防災安全課
24	6	II	1	—	15 16 17	市民の安全確保と防災対応の推進	実際のところ、各地域のリーダーがどれだけ考え、どれだけ行動しているかによって違うと考えている。自治会運営説明会や地域防災連絡調整会議において、市から自治会長等に対して様々な情報提供やお願いをされていると思うが、その内容がしっかりと自治会の会員にフィードバックされているか疑問に思うところがある。しかし、こうした現実があるにしろ、防災対策は人命に関わることであり、また、想定外のことが起こり得るものであるため、今後も市にはやるべきことはやっていただきたいと考えている。	—	自治会内において、具体的に取り込んでいただける方策は何かあるか、何ができるか、常日頃から考えながら、取り組んでいるところである。他市町村で大規模災害が発生した際は、被災地に本市職員を派遣し、被災自治体がどのように行動したか、勉強するとともに、自治会における避難対策として効果的な行動を起こした自治会については直接そこに出向いて調査・研究をさせていただいている。その調査結果を、本市にどのように反映できるか、これまでも研究している。委員御指摘のとおり、具体的な方策を取れていないという状況はあるが、今後も研究・検討を重ね、具体的な方策として何かできないか、考えていきたい。	防災安全課
25	6	II	1	—	15 16 17	市民の安全確保と防災対応の推進	自治会活動において、一番大切なことは防災対応だと考えているので、今後も市としてやるべきことに、しっかりと取り組んでいただきたい。	—	今後の取組の参考とさせていただきたい。	防災安全課
26	6	II	1	—	15 16 17	市民の安全確保と防災対応の推進	野焼きについて、消防局への届出等を行った上で実施されているものと思うが、無届けによる野焼き等の件数把握をしているか。	—	野焼きや鬼火たきなどの地域行事として慣例的に実施している行為については、怪煙届出を出す必要がある。これは、火災と紛らわしい煙が出る行為を行う際に必要な届出になっている。他に、山林等に火を点ける際は林務水産課への許可申請が必要である。無届けによる野焼きの件数については、届出もない状態で実施されているものであり、その件数の把握はできていないところである。	防災安全課

■第6回審議会（11/5開催）における第2次総合計画後期基本計画（素案）に関する委員からの意見・質問集約シート

資料3

番号	回数	政策番号			ページ	施策項目等	意見等の内容	対応		施策統括課
		政策	施策	方向性				方針	回答内容	
27	6	II	1	—	15 16 17	市民の安全確保と防災対応の推進	大規模火災になるのではないかとと思われるような野焼きを見ることもあるが、その付近を消防車が巡回するなどを確認したことがないが、必要な巡回等を行っているのか。	—	通報があれば必ず出向くようにしている。また、その他火災として枯草火災等があるが、そのような火災が発生した際には、付近を広報活動して回るなど、都度対応している。	防災安全課
28	6	II	1	—	15 16 17	市民の安全確保と防災対応の推進	訓練を実施する際は、「～を想定した訓練」という形で実施すると思うが、例えば、雪の日の訓練や電気系統が遮断された想定で夜間の訓練など、想定ではなく、実際にそのような状態になった中で訓練を実施したことがあるか。東日本大震災や阪神淡路大震災など、過去に発生した大規模災害は、通常の訓練においては想定していない状況下で起こったものであり、質問させていただくものである。	—	【防災安全課】 全体的な訓練について、市においては年に数回、訓練を計画し実施している。出水期前には大雨・台風等を想定した水防訓練等を実施している。また、原子力防災訓練を毎年実施しており、今年度は、来年2月9日に実施することが決まっている。訓練の中で、様々な想定をしながら関係機関が連携を取りながら訓練を行っているところである。実際に夜間訓練等を行っているかについては実施していないが、消防局においては様々な訓練を実施しているところである。また、夜間訓練や大雪の中での訓練を実施する際、参加者の怪我等も十分想定されるため、これまでのところ実施に至っていないところである。 【消防局】 自主防災組織の訓練において、一般の方々と一緒に、夜間訓練や大雪の中での訓練などはできていないのが現状であるが、消防局内において、大雨体験や地震体験など、通常体験する機会の少ない場면을体験する設備が整っていることを踏まえ、訓練まではいかなくとも、市民の方々に体験してもらう機会を提供しているところである。また、局内においては暗闇を想定した訓練ができる設備や高熱気を想定した訓練ができる設備等を整備していることから、こうした訓練の実施に至っていない点については御理解いただきたい。	防災安全課
29	6	II	1	—	15 16 17	市民の安全確保と防災対応の推進	川内川を中心に川北、川南と分けられることがあるが、消防局の本署は川北に設置されている。災害の想定として、川南側で大規模災害が発生し、川北にある本署から必要な資機材等を持ち出せない、また、人命救助をどうするかなど、一つの想定として検討いただき、必要な取組を行っていただきたい。	—	現実問題として、水害が想定される場合には、川北側と川南側において、車両配置を見直すなど、必要な対処を行うこととしている。今後も、委員御指摘を踏まえて、大規模災害が発生した際の対応については研究していきたい。	防災安全課
30	6	II	1	①	16	市民の安全確保と防災対応の推進	<施策の方向性>において、避難行動要支援者については、一般の避難所利用というよりは、福祉施設等を利用する機会が多いと思われる。私の調べた範囲では、高齢者向けでは15施設程度、障害者向けでは13施設程度、事業者とも連携・調整の上、避難施設として設定しているようであるが、今後の少子高齢化の進展等を踏まえると、福祉施設の充実支援は必要なことだと考えている。こうした点についても、計画本文上にどこか記載できないか。	本文修正	15頁<魅力・現状・課題>①の中で、本市が福祉避難所に関する協定を締結している現状を追加したい。 ※①に以下を追加する。 「なお、市では、障害者や高齢者で、指定避難所等で避難生活が困難な要支援者に対する避難施設として、社会福祉法人との間で、災害時における福祉避難所に関する協定を締結しています。」	防災安全課
31	6	II	2	—	18 19 20 21	持続可能で快適な地域を守る環境対策の充実	【事前質問分】 地球温暖化対策については、気候変動サミットから気候行動サミットへ衣替えし、世界的な行動が求められ、日本も厳しい目で注目されている。この持続可能な地球温暖化対策の推進については、前期基本計画の施策の方向性では設けられていなかった項目であり、今回このように取り上げられたことは、極めて適切な取組として賛同する。また、まずは素案のとおり、丁寧な周知で、市民全体の意識改革が必要なことも当然だと理解する。ただ、その意識改革の上に立って、市民がごみ排出量の減少、リサイクル率の向上に加え、これまでと違い、今後5年間、何にどう取り組むのか、これから順次緩やかに取組の強化が図られるとは思いますが、市民レベルの全体的な方向性を示していただければと思う。	—	これまでの取組を継続していくことが重要であると考えており、減量化・資源化に関しては普及啓発等の取組を実施している。生ごみの減量対策として、生ごみ処理機の購入助成やリサイクル推進員の配置、3010運動の推進などを行っているが、こうした地道な取組を続けていくことが肝要であると考えている。したがって、施策の方向性については特別な記載はないが、今後始まる取組として、食品ロス削減法推進法が本年5月24日に制定され、今年度中に施行見込みとなっている。この中で、国が基本方針を示しており、市町村が講ずべき施策の検討を行っていくこととなる。食品ロスの発生抑制などが上げられる見込みとなっているが、これらの事項についても、大きな括りの中では、後期基本計画に含んでいるものと考えている。	環境課

■第6回審議会（11/5開催）における第2次総合計画後期基本計画（素案）に関する委員からの意見・質問集約シート

資料3

番号	回数	政策番号			ページ	施策項目等	意見等の内容	対応		施策統括課
		政策	施策	方向性				方針	回答内容	
32	6	II	2	—	18 19 20 21	持続可能で快適な地域を守る環境対策の充実	地球温暖化対策については、今のうちからできることをしていかなければいけないと考えており、今回、項目として新設されたことを歓迎している。買い物の際に気づくこととして、トレイを多用しているということがある。市としては、1つのトレイを再処理等するのに、どれくらいの経費がかかっているのか分析するなどし、今後5年間どんな取組を行っていくか、市民にも周知しながら進めていきたい。 (関連) 環境省がプラスチックごみ問題への対応として、レジ袋の有料化などを提唱し始めているが、市として何か取組を行う考えがあるのか	—	海洋汚染の観点から、プラスチックごみへの対応が、国を始め大手スーパーなどでも実施されようとしている。現在、市の責務として一般廃棄物の適正処理があり、その中で、トレイなども適正処理に努めている。新たな取組については、国や県などの動向を見ながら、研究していきたい。ごみ処理については、市民の意識改革が肝要だと考えており、現在も普及啓発に取り組んでいるが、今後も引き続き、取り組んでいきたい。	環境課
33	6	II	2	—	18 19 20 21	持続可能で快適な地域を守る環境対策の充実	プラスチックごみについても、適正処理に努めていることは理解するが、国においては、総量自体を減らそうと取り組んでいるので、市としても、ごみの総量を減らせるような取組について検討いただきたい。	—	今後の取組の参考とさせていただきたい。	環境課
34	6	II	2	—	18 19 20 21	持続可能で快適な地域を守る環境対策の充実	農家さんが畑などを焼くことがあるが、これも環境問題と関係があるか。	—	野焼きについては原則禁止となっているが、慣習として文化的行事であったり、公共施設の維持管理のため実施するものであったり、農作業のために行うなど、一部の行為については規制の対象外となっている。しかし、開発行為が行われる中で、それまでは周囲に住宅がなかったのに、一気に住宅街が広がったような地域においては、野焼きによる苦情等も発生しており、適宜対応させていただいているところである。	環境課
35	6	II	2	—	18 19 20 21	持続可能で快適な地域を守る環境対策の充実	野焼きに関する現状等についても、市民に分かりやすい形で計画本文に記載してはどうか。	原案のとおり	御意見については、本年度見直しを行っている環境基本計画へ反映することとさせていただきたい。	環境課
36	6	II	2	—	18 19 20 21	持続可能で快適な地域を守る環境対策の充実	川内クリーンセンターにおいてプラスチックごみを焼却できれば、細かい分別をする必要がなくなり、市民の利便性も向上するのではないかと。また、プラスチックごみについては、以前は海外輸出されていたが、最近は海外輸出できなくなったと聞いている。これらのごみも川内クリーンセンターで処理することとなるのか。	—	現在、分別の上、出している容器包装のプラスチックごみについては、焼却処理を行っていない。日本容器包装リサイクル協会の定めた基準にしたがい、適正に再処理をしているところである。海外輸出できなくなったプラスチックごみは、産業廃棄物に該当するごみであり、川内クリーンセンターに搬入されることはない。また、洗面器などの道具として使用されているプラスチック類については、細かく破碎し埋立処分を行っており、外に出ることはない。	環境課
37	6	II	3	—	22	安全・安心な水の安定供給と生活排水の適正な処理の推進	【事前質問】 水道の普及率は97.6%となっているが、残りの整備されていない2.4%の陽成地区などの整備は今後どうなるのか。	—	水道が整備されていない未給水地域は、陽成町の全域、八幡地区の一部、吉川地区の全域などが未整備となっている。これらの地域は、地下水や湧水により飲料水や生活用水を確保できている。水道設置の要望がなかったことにより未整備となっているものである。現在、これらの地区からの要望はないところであるが、今後、これらの地区から要望があれば、水道局としては検討していく考えである。また、単独で井戸を整備される住宅については、補助制度を設けているところである。【水道工務課】	水道管理課
38	6	II	3	②	23	安全・安心な水の安定供給と生活排水の適正な処理の推進	<施策の方向性>「民間への業務委託」の文言が削除されているが、今後5年間、民間委託を行う予定がないということか。	—	平成28年度から民間委託を実施しており、現在委託中のため今回文言の削除を行った。	水道管理課
39	6	II	3	—	22 23 24	安全・安心な水の安定供給と生活排水の適正な処理の推進	水道法の改正により、運営権を民間に設定できるようになったが、本市の状況を教えてもらいたい。今後、水道会計への一般会計からの繰入れができなくなると聞いているが、経緯等を教えていただきたい。	—	2018年12月に水道法が改正された。水道事業については、水道施設の所有権を自治体が保持したまま、民間に運営を委ねることができることとなり、これがコンセッション方式ということで、テレビや新聞等でも報道された。現在のところ、本市において、水道事業の改良関係を民間委託するかについては情報収集の段階であるが、民間委託を行うことは難しい状況だと考えている。また、現在、一般会計から水道事業に繰入れされている繰入金は、基準内の繰入れということで、法的に認められており、一般会計から水道事業に繰入れを行うことが可能である。しかし、その他の財政的な支援等の繰入れは行っていない状況である。	水道管理課

■第6回審議会（11/5開催）における第2次総合計画後期基本計画（素案）に関する委員からの意見・質問集約シート

資料3

番号	回数	政策番号			ページ	施策項目等	意見等の内容	対応		施策統括課
		政策	施策	方向性				方針	回答内容	
40	6	II	3	—	22 23 24	安全・安心な水の安定供給と生活排水の適正な処理の推進	水道の未整備地域について、要望があれば検討するとのことであるが、計画本文にもその旨記載できないか。市民目線では、そもそもどこに相談をすれば良いか分からないこともあり、しっかりと救済できる体制づくりに努めていただきたい。	—	未整備地域は確かにあり、これまでも協議を行ってきた経緯もある。個々の要望も出ているところであるが、水道管を敷設するのは多額の経費がかかることから、やはり地区の総意としてまとまった御意見を出していただきたいと考えている。仮に、水道管を敷設しても接続する戸数が少ないと、公営企業としては水道料金を原資として経営を行っていることから、対応が難しい部分もあると考えている。このようなことから、水道整備の要望については、要望地区と水道局との協議で対応したい。 【水道工務課】	水道管理課
41	6	II	3	—	22 23 24	安全・安心な水の安定供給と生活排水の適正な処理の推進	本管が近くまで来ていなければ接続が難しいのではないかと。整備に当たって何か基準があるのか。	—	その地域にお住まいの方の相当数が接続していただかないと、水道管の敷設は難しいと考えている。本管からの距離が遠い場合の接続については、個々の状況を勘案して総合的に判断することになる。 【水道工務課】	水道管理課
42	6	II	3	—	22 23 24	安全・安心な水の安定供給と生活排水の適正な処理の推進	要望を出してほしいとのことであるが、中には諦めている方もいると思う。また、井戸水ではなく山水により飲料水等を確保している方もいる。水道管敷設に当たっては、ある程度の接続率がないと公営企業として運営が難しくなる趣旨は分かるが、市民は税金を払っているため、一人一人の生活に差異が出ないように、事業実施に当たってはご留意いただきたい。	—	今後の取組の参考とさせていただきたい。	水道管理課
43	6	II	3	—	22 23 24	安全・安心な水の安定供給と生活排水の適正な処理の推進	昨今の関東地方や東北地方における災害状況を見ると、地下水汲み上げ方式は復旧が遅れがちだと感じた。また、大規模災害の際は民間委託では対応できない部分が多くなってしまふ。こうした災害への対応という視点について、本文に記載できなくとも、日頃の施策展開においてはご留意いただきたい。	—	今後の取組の参考とさせていただきたい。	水道管理課
44	6	II	4	—	27 28 29	公園等の整備・維持管理と良好な景観形成の推進	高江町にある運動公園にトイレが設置されているが、先日9トンほどの水の使用があった。現在、水道料金については地区コミが負担することとなっており、費用負担が大きなものとなっている。過去には、市から5万円程度の管理費を地区コミに対し助成されていたが、管理の在り方について見直しを検討いただけないか。	—	【建設整備課】 御指摘の施設の所管課に情報共有をさせていただきたい。 【施設課】 高江運動広場については、財産仕分けの際「処分財産」としたことから地元と協議を行い、平成28年4月から峰山地区コミへ「無償貸付」を行っている。なお、無償貸付の主な内容としては、貸借契約書の第8条、第9条、第10条に示されているとおり、維持保全の義務等は地区コミ側にあり、御指摘の内容についても地区コミ側が対応することになっている。今後、地区コミ側が対応に苦慮する場合は、施設廃止を含め、市と協議を行うことになる。	建設整備課
45	6	II	4	—	27 28 29	公園等の整備・維持管理と良好な景観形成の推進	天辰町にある公園について、花の剪定など管理が行き渡っていると思うが、そこで飼われている動物の外見が汚れている等、管理が行き渡っていない点も散見されたので、必要な対応を取っていただきたい。	—	御指摘を踏まえ、指定管理者との協議の結果、寺山いこいの広場内のポニー小屋、ウサギ小屋及び鳥小屋で飼育展示される動物の飼育環境をより清潔に保ち、市民に親しまれる動物広場とするため次の対策を実施する。 ①ウサギ小屋・鳥小屋内に敷かれた砂の入替え、清掃の実施による飼育環境の改善・向上を図る。 ②餌箱の中、周辺の清掃及び餌箱の改良を行い、清潔な飼育環境を維持する。 ③小屋の金網をすり抜けて侵入した野鳥(雀等)の駆除と侵入防止のため、細目の金網への張替えを行う。 ④ポニー小屋床の定期的洗浄の徹底及び日常清掃、糞の処理などの清掃を強化する。	建設整備課
46	6	IV	1	①	44	災害に強い防災基盤の整備・保全	【事前質問】 <施策の方向性>の1つ目の◇について、河川において土砂が堆積し底上げ状態となっている等を踏まえて、河川整備に関する記載を追記してはどうか。	本文修正	「～市内における危険箇所河川の改修や堤防強化についても促進するとともに、適正な維持管理に努めます。」と修文させていただきたい。いただいた御意見についても網羅した内容になるものと考えている。	建設維持課
47	6	IV	1	—	43 44	災害に強い防災基盤の整備・保全	河川については県管理の河川が多いものと認識しているが、要望箇所は何箇所程度で、そのうちどれくらい実施してもらっているか、教えていただきたい。	—	県管理の河川については、毎年度、県の方から要望調査が届く。例年、概ね20数か所の河川改修を要望している。そのうち、3割～4割弱程度、対応いただいている状況である。	建設維持課

■第6回審議会（11/5開催）における第2次総合計画後期基本計画（素案）に関する委員からの意見・質問集約シート

資料3

番号	回数	政策番号			ページ	施策項目等	意見等の内容	対応		施策統括課
		政策	施策	方向性				方針	回答内容	
48	6	IV	2	①	46	快適な住環境と利便性の高い市街地の整備及び保全	【事前質問分】 ＜施策の方向性＞において、「魅力ある発展」という文言が追記された。若者や子育て世帯を意識した重要なことだと考えている。これについて、具体的な方向性を示すべきではないか。	—	魅力ある発展のためには、都市としての利便性の維持・向上が必要であると考えている。その利便性の維持・向上を図っていくための具体的な取組として、立地適正化計画を策定していくことと考えている。この立地適正化計画において、都市機能誘導区域、居住誘導区域を設定し、一步踏み込んだまちづくりの将来像を示していくこととしている。これをもって、具体的な方向性とさせていただきたいと考えている。	都市計画課
49	6	IV	2	—	45 46 47	快適な住環境と利便性の高い市街地の整備及び保全	立地適正化計画については現在策定段階であるが、拠点としてどのあたりを想定しているなど、話せる範囲で説明いただきたい。	—	拠点として、大きくは都市拠点、地域拠点の2つを考えている。これらの拠点に対して、重点的に施策を展開していこうとするのが立地適正化計画である。また、拠点を設定するに当たっては、都市計画区域でないと設定できないということとなっている。都市拠点としては、川内駅を含めた川内市街部を考えている。地域拠点としては、東郷支所の周辺、市比野温泉の周辺及び入来温泉の周辺を考えている。都市機能やこれらの拠点への居住誘導に関する取組を実施していき、その拠点同士を公共交通ネットワークで結んでいこうというのが、立地適正化計画の考え方となっている。また、都市計画区域内でないと拠点を組めないことから、祁答院地域と甌島地域については、立地適正化計画においては対象外の地域となっている。	都市計画課
50	6	IV	2	—	45 46 47	快適な住環境と利便性の高い市街地の整備及び保全	中心市街地の活性化を是非お願いしたい。できれば、鹿児島市内に立地しているようなワンストップのサービスショップを立地していただきたい。現在、本市は北薩地域の中核都市であるのに何もないと感じている。若者世代や子育て世代のために、是非検討いただきたい。	—	都市計画課としては、立地適正化計画を策定することにより、まずは今後のまちづくりの根幹を示していきたいと考えている。その上で、市民の方との意見交換や庁内関係課と調整を行いながら、今後のまちづくりを進めていきたいと考えている。	都市計画課
51	6	IV	2	—	45 46 47	快適な住環境と利便性の高い市街地の整備及び保全	高速道路の関係で、高江ICも整備されていることも踏まえ、もう少し海岸に向かう道路の整備についても検討していったらどうか。	—	道路整備については、別施策において取り組んでいくこととしている。	都市計画課
52	6	IV	2	—	45 46 47	快適な住環境と利便性の高い市街地の整備及び保全	立地適正化計画において、祁答院地域と甌島地域を一緒に考えることは無理なのか。	—	法律により、都市計画区域内と決まっており、立地適正化計画において取り扱うことはできないこととなっている。ただし、計画策定に当たり実施した現状分析においては、都市計画区域の内外を問わず分析させていただいた。 なお、検討当初は、祁答院地域等を含めて小さな拠点として検討していたが、国の方から都市計画区域内で検討するよう指導が入り、現在の内容となっている。	都市計画課
53	6	IV	2	—	45 46 47	快適な住環境と利便性の高い市街地の整備及び保全	文言が専門的すぎて市民には分かりづらいと思うので、もう少し分かりやすい表現に努めていただきたい。	—	今後、イメージ図なども盛り込みながら、市民にも分かりやすい表現に努めていきたい。	都市計画課
54	6	IV	4	—	51 52 53	利便性の高い道路の整備・保全	水引IC～阿久根IC間の用地買収が進んでいると思うが、ICが湯田地区にできるのか、西方地区にできるのか、市民の間では話に上がることもあるが、どのように計画されているか。	—	（仮称）湯田西方ICとして、国道3号線から市道湯田口伊勢美山線に入り600メートルぐらいの地点に整備される予定であり、既に概略設計も完了している。名称の最終確定については、供用開始前に国と事務手続を行い、それを経た後、決まることとなっている。	建設政策課
55	6	IV	4	—	51 52 53	利便性の高い道路の整備・保全	南九州西回り自動車道の用地買収はまだ始まっていないのか。	—	薩摩川内水引IC～（仮称）湯田西方ICの間の用地買収が今年度から始まる予定となっている。また、阿久根ICから（仮称）西目IC間については平成29年度から用地買収が始まっており、昨年より工事着工しているところである。	建設政策課

■第6回審議会（11/5開催）における第2次総合計画後期基本計画（素案）に関する委員からの意見・質問集約シート

資料3

番号	回数	政策番号			ページ	施策項目等	意見等の内容	対応		施策統括課
		政策	施策	方向性				方針	回答内容	
56	6	VI	5	—	87 88	健全で安定した財政運営の推進	合併特例債について、限度額とこれまでの活用額について、教えていただきたい。	—	本市は平成16年10月に市町村合併を行った。その時点で、新市まちづくり計画において、合併特例債の活用額を200億円程度としていた。これが向こう10年間で活用する額になる。その後、法改正があり、合併特例債の活用期間が5年間延長され、それに伴い、新たに100億円を追加し、全体で300億円活用することとした。さらに、今年度に法改正があり、合併特例債の活用期間が更に5年間延長され、全体で20年間の活用期間となった。それで、今後活用する予定として追加した額は100億円で、全体で400億円程度を活用する予定としているところである。そして、事業実施可能額として480億円となっており、そのうち起債として借り入れること予定の額として400億円としているところである。	財政課
57	6	VI	5	—	87 88	健全で安定した財政運営の推進	合併特例債を新たに100億円程度活用予定とのことであるが、後期基本計画5年間で活用見込みの事業が、現時点において何かあるのか。	—	現時点において、具体的な活用見込みの事業はない。ただ、合併特例債は財政運営において、有利な起債であるため、健全財政を堅持できる範囲内において、活用した方が良いとの判断の下、100億円を新たに追加したものである。	財政課
58	6	VI	5	—	87 88	健全で安定した財政運営の推進	合併特例債は人件費に充当することはできないため、今後、必要性の高い事業実施を検討する際などに、合併特例債を適切に活用していくということが良いか。	—	市町村が起こせる地方債は、建設事業等の投資事業でなければならず、国のように赤字国債を発行することは、地方自治体には認められていない。	財政課
59	6	VI	5	—	87 88	健全で安定した財政運営の推進	普通交付税の特例制度についても教えていただきたい。	—	9市町村が合併して薩摩川内市が誕生しているが、合併後10年間は、9つの自治体が存続しているものとして、普通交付税の交付を行うという国の制度になっている。10年経過した後は、1自治体として算定しなければならないが、急激に普通交付税額が減ることになるため、それでは自治体の財政運営が困難になるだろうとの趣旨から、1つの自治体として算定した額と9つの自治体として算定した額との差額分を、5年間かけて段階的に縮減し、全体で15年間をかけて、1つの自治体として算定した地方交付税額としていこうとするものである。	財政課
60	6	VI	5	③	87	健全で安定した財政運営の推進	<成果指標と目標値>について、95.0%以上を目指すのか。	原案のとおり	説明の中で「以上」と申し上げたが、目標値としては95%としている。	財政課
61	6	VI	5	—	87 88	健全で安定した財政運営の推進	本市の財政状況は、他自治体と比べて豊かなのか、苦しいのか、教えていただきたい。	—	事業量によるところが大きい。事業に取り組めば取り組むほど、財政課としては苦慮することになるが、歳入に見合う事業量とすれば、財政課としては苦慮する必要はない。現状として、本市の財政が成り立たなくなっているかと聞かれば、決してそうではない。今のうちから、貯金を取り崩さなくても、適正な財政運営ができるようにしておくことが、財政課の役割だと考えている。	財政課